

神戸市労働組合連合会との事務局交渉概要

1. 日 時：令和6年11月7日（木）20：55～20：58
2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）
3. 出席者：
 - （市） 行財政局給与課長、給与課係長3名
水道局経営企画課課長、経営企画課係長
交通局経営企画課課長、経営企画課係長
教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長、他2名
 - （組合） 市労連書記長、書記次長3名、他7名
4. 議 題：差額支給について
年末手当支給細目について
年末調整について
通勤手当について
5. 要旨
 - ・ 差額支給について、会計年度任用職員も含め、12月の給与支給日を予定していることを説明。
 - ・ 勤勉手当の支給基準（勤務期間に応じた支給割合、職員の在職期間から除算する期間の取扱い、除算する日を月に換算する場合の取扱い、懲戒処分を受けた者に対する減率及び人事評価の勤勉手当への反映割合）について双方で確認。
 - ・ 年末調整について、12月の給与支給日に過不足分を精算することを説明。ただし差額支給の対象となる会計年度任用職員については、差額支給を除いた年末調整を12月の給与支給日に行ったうえで、差額支給を含めた年末調整については、1月の給与支給日に再度その過不足分を精算することを説明。
 - ・ 通勤手当の上限額引上げに伴う精算について、支給単位期間が年度をまたぐ職員の引上げ後の4月の通勤手当は、現行の規定に基づき4月の給与支給日に精算することを説明。